

# つくば市 男女共同参画 推進基本計画

(2023~2027)【概要版】 令和5年(2023年)3月

〔対象期間〕

令和5年度(2023年度)から 令和9年度(2027年度)まで

これからのやさしさのものさし

# 1 / 策定の趣旨

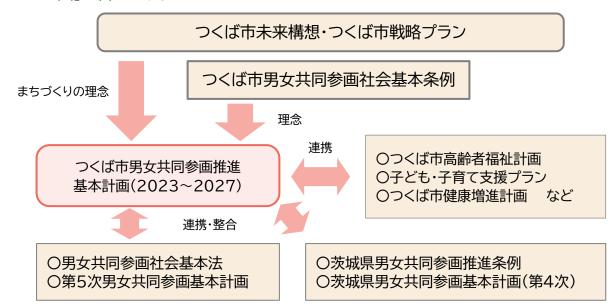
本市では、平成16年3月に「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定・施行し、この条例で男女共同参画社会の構築による人間性の尊重というまちづくりに向けて市と市民、事業者がそれぞれの立場で果たすべき役割を明確化し、連携して取り組みを行うことを定めました。

この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)」の計画期間満了に当たり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、新たに「つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)」を策定しました。

## 2 / 計画の位置付け

#### 本計画は、

- ①「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女 共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考 え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本 計画(2018~2022)」の後継計画です。
- ②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を含みます。



# 3 / 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を計画期間とします。

## 4 / 基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 男女の自立と多様な生き方の選択
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 4 あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換
- 5 国際的協調

# 5 基本目標

## 基本目標 Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

家庭や地域、職場、学校などあらゆる場面において、誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、男女共同参画に関する認識を深められる分かりやすい広報・啓発活動や教育・学習を推進します。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女がともに、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、女性の多様な働き方が選択できる環境づくりや仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、審議会等への女性委員の積極的な登用を図ります。

## 基本目標Ⅲ 一人一人の人権の尊重

DVや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、相談窓口の 周知や相談しやすい体制づくりなど、被害者の早期発見・早期対応と自立支援を 目指します。また、性的少数者等に関する差別の解消に向けた取り組みを推進し ます。

## 基本目標IV 安全・安心な暮らしの実現

性差に応じた健康課題に対応できるよう、女性特有の健康予防についての正 しい知識を普及し、健康支援を目指します。また、男女共同参画の視点に立った 生活上の困難を抱える人々に対する包括的な支援体制の構築や「防災」の取り組 みを充実します。

# 6 施策の体系

[基本目標] [施策の方向性] [施策]

#### I 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

- (1) 広報・啓発のさらなる推進
- ○男女共同参画を推進するためのセミナー開催
- ○男女共同参画情報発信
- (2) 男女共同参画意識醸成のための教育の充実
- ○学校での男女共同参画の視点に立った教育

#### Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

- (1) 職業生活における活躍推進
- ◆女性の多様な働き方に関する支援
- ◆女性の参画が少ない分野での支援
- ◆女性活躍促進に向けた公共調達の評価項目の設定
- (2) <u>仕事と生活の調和(ワーク・</u> ライフ・バランス)の環境整備
- ◆男性の育児休業取得を促進するための企業への支援
- ◆男性の家庭生活への参画促進
- ◆育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり
- ◆労働環境改善のための情報提供・啓発
- (3) 市政における女性の参画促進
- ◆審議会等委員の女性委員の登用
- (4) 市と市職員が率先して行う取組
- ◆女性職員の管理職等登用の推進◆育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり
- ◆職場におけるハラスメント防止対策の推進

#### Ⅲ 一人一人の人権の尊重

- (1) 配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発
- ■DV防止のための広報・啓発
- (2) 相談体制の充実と被害者の支援
- ■女性のための相談室の実施
- ■男性のための電話相談の実施
- ■相談員研修の充実
- 関係機関との連携強化
- (3)性的少数者に関する差別の解消
- ○性的少数者に関する情報の発信と啓発
- ○性的少数者に関する職員ハンドブックの作成
- (4) 多文化共生を踏まえた相談 体制の充実
- ○つくば市外国人相談窓口の設置

#### IV 安全・安心な暮らしの実現

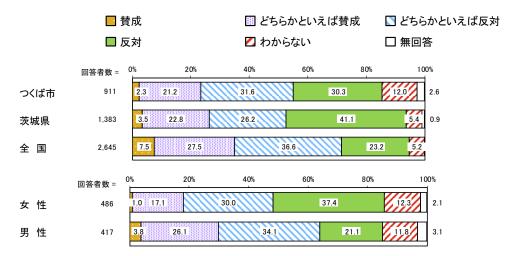
- (1) 生涯を通じた健康支援
- ○女性特有のがん検診事業の推進
- ○妊産婦の健康診査及び保健指導の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った 防災体制の確立
- ○女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり ○地域防災における女性の参画促進
- (3) 男女共同参画の視点に立った 生活上の困難に対する支援
- ○ひとり親家庭に対する支援の充実
- ○つくばこどもの青い羽根学習会の実施
  - (◆は女性活躍推進計画、■はDV防止基本計画)

## 基本目標 I / 男女共同参画社会に向けた基盤の整備

## ■現状

### ○「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

全国、茨城県と比べて、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に賛成する割合が低くなっています。また、女性に比べ男性の方が賛成する割合は高くなっています。



資料:令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査

## ■今後の取り組み

## (1)広報・啓発のさらなる推進

- ○男女共同参画への理解及び一人一人が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。
- ○さまざまな媒体を活用した情報発信や、男女共同参画に関するセミナー開催により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

## (2)男女共同参画意識醸成のための教育の充実

- ○子どもの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう、学校教育における男女共同参画意識の推進を図ります。
- ○学校、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男 女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

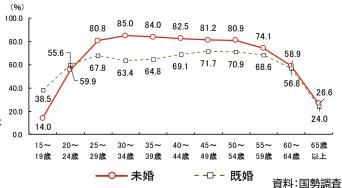
# 基本目標Ⅱ / あらゆる分野における男女共同参画の推進

### ■現状

○つくば市の女性の年代別・婚姻形態別労働力率の推移(令和2年)

令和2年において未婚女性 と既婚女性の労働力率は、特 に25歳から54歳までの年代 で大きな差が見られます。

※労働力率 15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。



## ■今後の取り組み

## (1)職業生活における活躍推進

- ○就労希望の女性に、職業能力開発の機会を設け、就業に向けた情報提供等を 行います。
- ○起業等の多様な働き方を選択する女性や、自営業等に携わる女性に対する支援を行うとともに、そうした活躍する女性の情報発信にも取り組みます。
- ○自営業・家族的経営において、男女が互いに協力して経営等に参画できるよう な就業環境の整備・支援に努めます。

## (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の環境整備

○長時間労働の削減など働き方改革の推進や男性の家庭等への参画促進、育児 休業の取得促進、多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と 連携して周知します。

## (3)市政における女性の参画促進

○あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が 率先して審議会や委員会等への女性委員の推進に取り組みます。

## (4)市と市職員が率先して行う取組

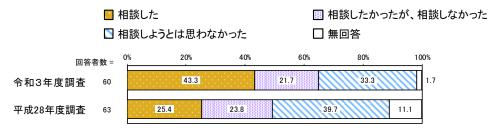
- ○市の女性職員に対する職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組み仕事と家事、子育て、介護等を両立できる職場環境の整備を進めます。
- ○職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や相談体制の充実に努めます。

# 基本目標Ⅲ / 一人一人の人権の尊重

## ■現状

#### ○DVを受けた人の相談の有無の状況

DVを受けた際に相談する人は増加していますが、依然として相談しない人もいる ため、相談窓口の周知やDVに関する情報提供の充実等が必要です。



資料:令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査

## ■今後の取り組み

#### (1)配偶者等暴力(DV)根絶のための啓発

○配偶者等からの暴力(DV)は重大な人権侵害であり、社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行います。

## (2)相談体制の充実と被害者の保護

- ○被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知や利用しやすい体制 の充実とともに、相談や支援にかかわる相談員の専門性の向上を図ります。
- ○関係機関や庁内の連携を強化することで、DV被害者の一時保護、自立に向けた支援の充実に努めます。

## (3)性的少数者に関する差別の解消

○誰もが多様性の中に存在する一人であり、その生き方が尊重されるよう差別 や偏見を取り除くための啓発を行います。

## (4)多文化共生を踏まえた相談体制の充実

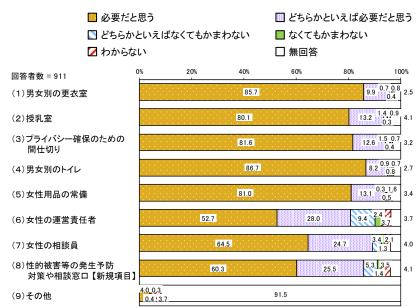
○互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、外国人が安心して 暮らすことができるよう、相談体制の充実を図ります。

# 基本目標IV 安全・安心な暮らしの実現

#### 現状

#### ○災害時に避難所に必要なもの

災害時に避難所における 女性等への配慮が必要だと 多くの市民が感じており、必 要なものとして「男女別の更 衣室」「授乳室」「プライバシー 確保のための間仕切り」「男女 別のトイレ」「女性用品の常備」 などの項目が高い割合になっ ています。



資料:令和3年度つくば市男女共同参画に関する市民意識調査

## ■今後の取り組み

## (1)生涯を通じた健康支援

○男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、ライフス テージに応じた心身の健康管理・保持増進を支援する取り組みを充実します。

## (2)男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

○防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促進 するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を推進します。

## (3)男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

○ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭等に対して、関係機関との連携を 図り、生活支援、就業支援、経済的支援等を充実していきます。

## つくば市男女共同参画推進基本計画(2023~2027)

発・・・・行・つくば市・市民部・市民活動課・男女共同参画室

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

電話:029-883-1111(代表) FAX:029-868-7586